

四万十樵塾 会則

第1章

(名称)

第1条 本会は、名称を「四万十樵塾」とする。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所の所在地を高知県高岡郡四万十町琴平町474-1(四万十川財団内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、主として四万十川流域において、森林整備が遅延した森林を対象とし、間伐等の森林施業を適正に推進し、水源涵養、土砂流出防止等良好な森林環境の維持、保全に努めることにより公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 間伐等の森林施業の推進を図る活動
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章

(会員の資格)

第5条 本会の会員資格を有するものは、次に挙げる個人とする。

- (1) 「樵養成塾」修了者。
- (2) 役員会により認められた者。

(入会)

第6条 本会の会員になるためには、別に定める入会申込書を代表に提出し、受理されなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員の年会費は3,000円とし、入会当年度は入会時に次年度以降は年度初めに一年分を徴収する。

(退会)

第8条 会員は別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたときは、役員会の決議により除名することができる。

第3章役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表1名

(2) 副代表2名

(3) 事務局長1名

(4) 監事1名

2 本会に必要な応じ代表の指名により顧問を置くことができる。

(選任)

第11条 役員は、総会において選任する。

(任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第13条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が事故あるときまたは代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の運営、事務的な業務を執行する。

4 監事は会計を監査する。

第4章会議

(種別)

第14条 本会の会議は、総会、役員会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第15条 総会は、本会会員をもって構成する

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) 会則の変更

(4) 役員を選任

(5) 入会費及び会費の額

(6) その他運営に関する重要事項

3 総会は会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 通常総会は、年度末に1回開催し、代表が招集する。

5 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は代表が必要と認めたと時に開催する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、会の運営や活動に関する事項

第5章 会計

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第18条 本会の経費は会費及びその他の収入金を持ってこれに当てる。

第6章 雑則

(安全)

第19条 野外活動においては危険がともなうため、役員は事故防止のために安全対策に十分留意した企画、運営に努めるものとする。但し、万が一不慮の事故が発生した場合の補償は、本会が加入している保険の範囲とする。

(その他)

第20条 本会則にない事項については代表が役員会に諮って定めるものとする。

附則

本会則は平成14年12月22日から適用する。

附則

平成19年3月17日(第17条)改正

附則

平成20年3月22日(第17条)改正

附則

平成21年3月20日(第2条)改正